

防火管理者選任（解任）届出書

1 内 容

ある一定規模以上の建物において、その所有者や借受人等（以下「管理権原者」といいます。）は、管理権原者の責任において、防火管理上必要な業務の実施責任者として防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせることが消防法で定められています。

また、管理権原者が防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときは、遅滞なくその旨を新城市消防長に届け出なければなりません。

【根拠条文 法第8条第1項及び第2項、規則第4条】

2 手続き

- (1) 予防課予防係（新城市消防防災センター2階）に提出します。
- (2) 作成部数は2部とし、1部は内容の審査後、返却されます。

3 記入上の注意

◆ 届出者

当該事業所の管理について権原を有する者の住所、氏名を記入します。（ただし、法人の場合は法人の住所、名称及び代表者の職・氏名を記入します。）

◆ 防火対象物

- (1) 政令第2条を適用するもの

同じ敷地内に、所有権や管理権を同じくする建物が2つ以上あるときは、それぞれの建物の名称、用途を記入します。

- (2) 政令第3条第3項を適用するもの

甲種防火管理者が必要な建物のうち、所有権や管理権が別れているため乙種防火管理者を選任することができるテナントが防火管理者を選任したときに記入します。

4 添付資料等

防火管理者の資格を証明する書面

例：防火管理者講習を修了した場合は防火管理者講習修了証、政令第3条第1項又は規則第2条の規定に該当する方の場合には経歴証明書など

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）